

東日本大震災による被災者に係る郡山市民ふれあいプラザ使用料免除基準

平成23年12月27日制定

[市民部市民課]

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市民ふれあいプラザ条例（平成13年郡山市条例第16号。以下「条例」という。）第7条に規定する使用料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除団体)

第2条 東日本大震災により被災した者（以下「被災者」という。）の生活支援活動を行う次に掲げる市外の団体の使用については、条例第7条第4号の規定により、使用料の全額を免除する。

(1) 福島県内の市町村

(申請書の添付書類)

第3条 前条の規定による免除を受けようとする団体は、郡山市民ふれあいプラザ条例施行規則（平成13年郡山市規則第21号）第6条第3項の郡山市民ふれあいプラザ使用料免除申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する書類は、被災者の生活支援活動を目的としていることが明らかである場合は、その全部又は一部の添付を省略することができる。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から適用する。